

児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必須です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。提出されないと8月以降の手当が停止となります。

【受付期間】
児童扶養手当
8月3日(月)～26日(水)
(土日曜日を除く)。
特別児童扶養手当
8月10日(月)～
9月4日(金)
(土日曜日を除く)。

【必要なもの】

1. 印鑑
2. 手当証書
3. 現況届・所得状況届各様式
4. 世帯全員の住民票(児童扶養手当受給者のみ)
5. 世帯分離証明書(該当者のみ)
6. 別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)
7. 平成21年度所得証明書(平成21年1月2日以降に転入された方)

【注意事項】

1. 現在、所得制限等により支給停止となっている方も提出してください。

2. 所得の申告は必ずしてください。
3. 確認事項がありますので出張所、郵送では受け付けできません。
4. 児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月10日(月)以降に一緒に提出してください。

《児童扶養手当支給額の 一部支給停止措置について》

平成20年度から、母子家庭の自立を促進する目的で児童扶養手当の支給額が見直されました。

児童扶養手当の支給から5年を経過する等の要件に該当する場合は、児童扶養手当の支給額が、全額又は一部支給停止されます。ただし、支給停止要件に該当する方には事前に関係書類を送付します。必要な書類を提出すれば継続して手当を支給することができますので、必ず手続きをしてください。

《児童手当現況届の 提出はお済みですか?》

現在児童手当を受給されて

いる方には、6月に現況届の提出についてお知らせをしています。現況届の提出をされない場合は、6月分以降の手当を支給できませんので、早急に提出してください。
なお、昨年度却下になった方も、所得等の状況によっては受給できますので、新たに認定請求書の提出を行ってください。

【現況届に必要なもの】

1. 印鑑
2. 受給者(保護者)の健康保険被保険者証(写)
3. 所得・課税証明書(平成21年1月2日以降に転入された方)
4. 児童の世帯全員の住民票(児童が町外に住所を有している場合のみ)

受付・問い合わせ

町民課
☎ 893-11117
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112

お知らせ

地上デジタル放送を見るための 簡易なチューナー給付などの 支援を行います

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送が見られない世帯(具体的にはNHK受信料全額免除世帯が対象です。)に対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行います。

支援開始は平成21年秋以降を予定しています。具体的な申込先、受付開始時期は、準備が整い次第改めてお知らせします。

※支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続等をお願いします。

※支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用の精算はできません。

問い合わせ

●総務省地デジコールセンター
☎ 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

「平成21年度仁淀川流域交流会議 流域活性化補助金」のお知らせ

仁淀川流域の保全と流域圏の活性化を図ることを目的としている仁淀川流域交流会議では、仁淀川流域の地場産業育成・観光振興・清流保全を推進し、個性的で魅力あふれる仁淀川の地域づくりを推進するための事業を実施する団体等に補助金を交付します。

補助対象事業

- ①仁淀川流域の観光振興を図るためのイベント、アピール活動
- ②仁淀川流域の伝統文化を守り、更に発展させるための取組
- ③仁淀川の清流保全を推進するための美化・啓発活動

補助率等

補助対象経費の1/2以内とし50万円を限度とします。

受付期限

8月28日(金)

補助金の申請及び提出先

仁淀川流域交流会議事務局及び企画課(☎ 893-5855)に備え付けてある所定の様式に関係書類を添えて仁淀川流域交流会議事務局まで申請してください。